

# 兵高教組 2021年1月28日 調査情報 27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL：078-341-6745 FAX：078-351-3185  
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com  
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

## 特別休暇、修学旅行のキャンセル料、時間講師の報酬 など コロナ禍のもとでの教職員の服務・学校運営等について

1月13日に兵庫県、大阪府、京都府を対象として緊急事態宣言が発出されました。これに伴って、教職員の服務の取り扱いについての事務連絡が1月15日に出されています。特別休暇の扱い等について、これまでと一部変わるところがあるので、気をつける必要があります。

また、修学旅行のキャンセル料、修学旅行をキャンセル・延期した場合の対応や、夏期休業を短縮して授業を実施したことによって、時間講師の授業時間が増えたことに対する報酬の問題などについて、不安を感じておられる方がいるようです。これらの場合の措置についても確認しておきましょう。

### 特別休暇の取り扱い

2020年3月2日の通知[3月30日に改正]は、新型コロナウイルス感染症に関わって、休校・休園により子の世話をしなければならぬ場合と、教職員本人または親族が感染・濃厚接触および発熱等の風邪症状が見られる場合に、特別休暇が取得できるとしています。(参照：2019調査情報30号)

### 発熱等がある人の受診が条件に

この通知に関わる1月15日の事務連絡によれば、本人・家族が感染・濃厚接触で本人が自宅等での停留等となる場合は、これまで通りに特別休暇ですが、本人・家族に発熱等がある場合(感染の疑いがある)は、「コロナに関する診察を条件に特別休暇。陰性であれば年休等に切り替える」という扱いが変わっています。県教委からは「今は発熱等があればすぐに受診するはず。PCR検査もどんどんしている」と説明がありました。当然、コロナ感染かどうかわからなくて受診するわけですから、PCR検査をしてもしなくても、この特別休暇の対象ですし、検査や検査結果まで時間がかかったとしても、要は風邪症状のある人が、感染していない、陰性であると判明するまでは特別休暇だということです。

### 特別休暇にならないのは、陰性と判明した後のみ

「陰性であれば…」というのは、例えば本人が風邪症状でPCR検査は陰性だがまだ熱があって出勤できないというような場合に、陰性と判明した後は病休・年休などで、ということです。遡って特別休暇を年休等に変えるわけではありません。

もう一点、PCR検査の受検について、「蔓延防止及び来庁者への感染防止の観点から」として、

- 組織運営上PCR検査の受検が必要と認めた、
- ①濃厚接触者として保健所から連絡を受けた職員
- ②感染者と接触があり感染が疑われる職員

について、職務専念義務免除の対象としています。単に本人の希望等により受検する場合は対象とはなりません。

以上のことはすべて、非常勤職員についても同様で、正規職員に準じた取り扱いとなり、報酬等の減額はされません。

### 暖房費など、学校現場の要望に応じて対応できるように「換気の徹底を図りながら…」

確定交渉の中で、高教組の独自要求のひとつとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対応について、「必要な物品や冷暖房費など、学校現場の要望に応じて対応できるよう、予算を確保すること」等を求め、「夏季休業期間の短縮及び換気の徹底を図りながらの空調稼働による増加分を2月補正予算で措置することとしたところである。引き続き、必要な予算の確保に努めていく」などの回答を得ました。「換気の徹底を図りながらの空調稼働」をせよということですから、デマンドサインが鳴るからといって暖房を切るのではなく、感染拡大防止のために換気を徹底した上で、生徒・教職員の健康のために暖房を稼働させるということです。

### 修学旅行のキャンセル料、次年度の旅費

高教組は9月の時点から、修学旅行等の学校行事のキャンセル料等を県費で負担することを求め、10月には、感染した児童・生徒・教職員に対して修学旅行等が中止になったことを理由にした誹謗中傷や差別が生じないようにすることとあわせて要求書にまとめ、提出しました。当初は「できない」という反応でしたが、その後、以下のように変わってきました。

- ◆「新型コロナウイルス感染症の影響による」「修学旅行のキャンセル料」に限って、国の臨時交付金を使って県の補正予算で対応。対象となる全生徒の全額(企画料も含む)を予算要求している。
- ◆個々の生徒が感染者あるいは濃厚接触者として参加が認められなくなった場合も、行事自体を中止する場合も、どちらとも対象。
- ◆教職員はこれとは別で、元々県費での対応。

### 正式に決まれば遡って県費で

2月県議会でも正式に決まるまでは保護者負担ということになりますが、決まったら、既に保護者負担となっているものも遡って県費負担となります。

### 来年度の旅費等は来年度の予算で

また、学校では、次年度に延期して行事を実施する場合の旅費等が気になることでしょう。「今年度つかわなかったから来年度のために学校に残しておく」ということはできませんが、この特別な状況下で、修学旅行もしくはその代替行事の来年度実施については、県教委は予算要求をします。そのための調査は各校に対してなされているはずですが、文部科学省も「最終学年でない場合は翌年度への実施の繰り越しなども含めて、適切に」としています。代替行事等について学校から県教委に報告しているかどうか、一度ご確認ください。

### 時間講師の業務増加に応じた報酬増

#### 6月県議会の補正予算の段階から

6月補正予算で既に、【夏季休業期間の短縮に伴う円滑な授業の実施】として、「非常勤講師の拡充」について「今後精査」「臨時休業中の授業時間数を確保するため、夏季休業期間の短縮により授業を実施できるよう県立高校の非常勤講師の配置を拡充する」とされていました。具体額があがっていないことについて県教委は、どれだけの授業が実施されるかがまだ明らかでないからだと言明しました。

#### 「35週分の範囲内」は誤り

ところが先月、ある学校で、(週当たりのコマ数)×35を「上限」として、11月末までの実施時間との差を時間講師に示し、12月以降の授業等がその時間数を超えないように求めた例がありました。

高教組が県教委に是正を求めたところ、県教委は事実を把握して、是正するよう指導しました。校長からは、時間講師各人に対して謝罪もありました。

#### 授業が増えた分で35週分を超えても、措置される

担当の学事課からは「(1単位あたり)35時間でおさめるように、とは言っていない」「校長には6月にも9月にも12月にも説明している」「違うことを言っている学校があったら、言ってもらえば改めて説明する」と聞いており、以下のことを確認しています。

- ①例年の必要な業務は、例年のように。(減らすことはない)
- ②基本的に、夏休み短縮で授業が増えた分を、35週分を超えても措置。

つまり、1)授業や考査問題作成、採点、成績評価、考査監督などの例年の業務は例年のようにおこない(35週分)、  
4)4~5月の臨時休業中の授業を、夏季休業を短縮して実施した分は、35週分を超えることになっても報酬を支払う

ということです。

#### 例年の業務を減らす必要はありません

例年の業務を減らして35週分におさめようとするような場合には、このニュースを見せて是正を求めましょう。是正されない場合などは、高教組にご相談ください。

**生徒・教職員の命と健康、生活を大切にしたい対応の実施を求めます。あなたも高教組へ！**